

議案第35号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和20年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和45年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(課税額) 第2条 略 2及び3 略 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護給付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合計額が <u>10万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>10万円</u> とする。	(課税額) 第2条 略 2及び3 略 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護給付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合計額が <u>9万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>9万円</u> とする。

(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>10万円</u>を超える場合には、<u>10万円</u>)の合計額とする。 (1)～(3) 略 2 略	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>9万円</u>を超える場合には、<u>9万円</u>)の合計額とする。 (1)～(3) 略 2 略
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。